

相続人申告制度

令和 6 年 4 月から相続登記が義務化され相続が発生してから 3 年以内に登記申請手続きをしないと 10 万円以下の罰金（過料処分）が科されることになりました。

Q 3 年以内で相続登記が出来ない場合どうすればいいの？

A 「相続人申告の申出」と言って相続人の 1 人から申出をすればいいのです。
全員でなくてもかまいません。

Q どんな方法でやればいいのか？

A 不動産を管轄する法務局に申出を提出します。

Q 費用がかかりますか？

A 原則無料です。ただしやり方がわからなければ司法書士等に相談して行いますのでその手続費用が少しかかるかもしれません。

Q 相続が発生してから 3 年以上経過しているのですが

A 相続登記の義務化は発生してから 3 年ですが、すでに 3 年以上経過している場合や令和 5 年等に亡くなった場合は施行日（令和 6 年 4 月 1 日）から 3 年となる令和 8 年（2027 年）3 月 31 日までとなります。

Q どんな書類が必要ですか？

A 被相続人の死亡がわかる戸籍謄本は最低限必要となります。

他に申出人の戸籍及び住民票等です。

※いずれにしても詳細がわからなければお近くの司法書士か法務局（藤枝法務局 054 - 641 - 1158）に連絡してみてください。